

建設工事等競争入札参加資格審査申請実施要領

令和5・6年度において岩見沢市が発注する建設工事等（建設工事の請負及び設計、測量等の工事関連業務）の契約に係る競争入札参加資格審査申請の受付を次の要領で実施します。

なお、資格者として名簿に登録されたことによって、必ず発注があるということではありません。

※郵送申請の場合は当市へ書類が到着し収受した日を申請日としますので、申請は日程に余裕を持って行ってください。また、各証明類は申請日前3か月以内に発行されたものが必要となりますので留意願います。

第Ⅰ 競争入札参加資格について

1 審査基準日

令和5年1月1日（随時申請にあつては、申請しようとする月の初日）

2 入札参加者の資格要件

(1) 基本的要件（欠格要件）

次の各号に該当する者は、資格審査申請をすることができません。

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人。ただし、未成年者、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く（地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項第1号）。
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（政令第167条の4第1項第2号）
- ③ 暴力団員（岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第32号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する「暴力団員」をいう（以下同じ。）。）又は暴力団関係事業者（条例第2条第4号に規定する「暴力団関係事業者」をいう。）に該当する者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者（政令第167条の4第1項第3号）
- ⑤ 契約の締結及び履行に関して不正又は不誠実な行為等を行い、資格の排除を受けている者（政令第167条の4第2項）。ただし、資格の排除が令和5年3月31日（随時申請にあつては、申請しようとする日の前日）までに終了する者を除く。
- ⑥ 本市の市税に滞納がある者
- ⑦ 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に滞納がある者

(2) 建設工事等の種別による要件

ア 建設工事の資格要件

- ① 審査基準日において、登録を希望する入札参加資格の種類（以下「工事等種別」という。）に対応する建設業許可のうちいずれかを有し、かつ、その許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること（対応する建設工事の種類については、別表1を参照のこと。）。また、支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合には、当該権限等の委任を受けた者（以下「受任者」という。）が同様の要件を満たしていること。
- ② ①の許可を受けた建設工事について、経営事項審査の結果通知及び総合評定値（P点）の通知を受けていること（経営事項審査の基準日（＝決算日）が令和3年7月12日（随時申請の場合にあっては、資格審査を申請する日の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日）以降で、かつ、最新のものであること。）。
- ③ ②の経営事項審査の結果通知において、その許可に係る建設工事の種類について、完成工事高があり、かつ、直近2年度において、当該工事等種別に係る契約実績を官民間問わず、有していること（本社で登録の場合は、本社における契約実績を、支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合は、受任者における契約実績を有していること。）。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険のすべてに加入している事業所であること。ただし、加入義務のない事業所については、この限りでない。

イ 設計、測量等の工事関連業務（以下「設計等」という。）の資格要件

a 共通要件

- ① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、直前1年間にその事業に係る売上高を有し、かつ、直近1年度において、当該工事等種別に係る契約実績を官民間問わず、有していること（本社で登録の場合は、本社における契約実績を、支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合は、受任者における契約実績を有していること。）。
- ② 支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合には、受任者が同様の許可等を有していること。

b 工事等種別による要件

- ① 建築設計の資格にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合は、この限りでない。
- ② 測量の資格にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量業者の登録を受けていること。
- ③ 道路除雪又は施設等保全管理（道路・河川維持）の資格にあっては、土木一式工事の建設業許可を有していること。
- ④ 施設等保全管理（公園・街路樹等管理）の資格にあっては、造園工事の建設業許可を有していること。

3 契約締結権限等の委任について

入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領などの権限を資格の有効期間を通じて、支店・営業所等に委任しようとするときは、岩見沢市指定の委任状を提出してください（記載内容が一致していれば、任意の様式で提出してもかまいません。）。なお、委任については、その一部の権限だけを委任することはできません。

また、当該受任者が希望する資格に対応する許可又は登録（2の(2)に掲げる要件を満たすもの。）を有していないときは、委任をすることができません。

4 協同組合等の取扱い

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された協同組合、企業組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(2)のうち、営業年数に関する資格要件を適用しません。

- ① 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有しているとき。
- ② 設立の際に、構成員の過半数が競争入札参加資格を有しているとき（協同組合又は協業組合に限る。）。

5 資格の有効期間

令和5年4月1日（随時申請にあつては、別に定めるところによる登録予定日）から令和7年3月31日まで

第Ⅱ 資格審査の申請について

1 申請の方法

(1) 申請書類等(必ず別表2「令和5・6年度 岩見沢市建設工事等競争入札参加資格申請書類一覽兼チェックシート」を参照し不足書類の無いようにすること)

道内市町村統一様式及び岩見沢市が独自に定めた追加様式を使用し、別表2（申請書類等）に掲げる申請書類等（各1部）を一式として提出してください。

書類の作成要領として、「北海道内各市町村の入札参加資格審査申請の手引」（以下「手引」という。）のほか、別表2の特記事項欄及び次のアからケに掲げる事項を参照してください。

道内市町村統一様式及び手引は、一般社団法人北海道土木協会（札幌市中央区北2条西3丁目1-21 札幌北2条ビル4階、TEL 011-271-3681）又は一般社団法人空知建設業協会（岩見沢市8条西3丁目、TEL 0126-23-1836）で購入することができます。また、岩見沢市独自様式は、岩見沢市ホームページ（入札・契約）における「入札参加資格審査申請受付」からのダウンロードのほか、契約検査管理課窓口でも配布します。

なお、書類に虚偽の記載をした場合、又は重要な事実を記載しなかった場合には、競争入札参加資格を受けられず、又は認定後にあつては資格を取り消されることもあります。

ア 建設工事等競争入札参加資格審査申請書【様式1】

イ 技術者名簿【様式4】

- ① 「手引」の記載要領には道内関係分の技術者及び技術職員（以下「技術職員等」という。）を記載するようになっておりますが、その記載要領に関わらず、資格登録する営業所等に勤務する技術職員等を記載してください（本社で登録の場合は、本社に勤務する技術職員等を記載し、支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合は、その支店・営業所等に勤務する技術職員等を記載することとし、他の支店・営業所や本社に勤務する技術職員等を含めないこと。）。
- ② 資格の有無を問わず、技術職員として勤務する職員を記載してください。
- ③ 独自の様式で名簿（本支店の配置技術者が混在している場合を含む。）を作成したときは、資格登録する営業所等に勤務する技術職員等の氏名の欄外に○印を付してください。
- ④ 申請書付票【様式9又は10】の「従業員数」欄中、技術者の人数及び「技術者（・資格者）数」欄に記載した人数と一致させてください。

ウ 登記事項証明書【様式6】

格付を行う工事等種別（一般土木、舗装、建築、管、電気の各工事）への登録を希望する市内業者（市内に本店を有している者）は、履歴事項証明書を提出してください（現在事項証明書では、雇用対策点の配点が受けられない場合があります。）。

申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。

エ 納税証明書

- ① 「国税に未納がないことの証明書」及び「岩見沢市税に滞納がないことの証明書」を提出してください。
- ② 国税の場合は、法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（「その3の3」）、個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税（「その3の2」）に係る証明が必要です。
- ③ 岩見沢市税の場合は、審査基準日において、法人にあっては、岩見沢市内に事業所がある場合又は土地・建物等を所有している場合、個人にあっては、代表者が岩見沢市内に居住している場合又は土地・建物等を所有している場合に、岩見沢市税に係る納税証明書（完納証明書）が必要です。
- ④ いずれも申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。

オ 建設工事入札参加資格審査申請書付票【様式9】及び設計等入札参加資格審査申請書付票【様式10】

- ① 前回（令和3・4年度）の建設工事等入札参加資格の申請をされている場合は、右上部の「前回受付番号」の記入漏れがないよう注意してください。
- ② 様式10の記載について、以下の点に留意してください。

- i) 別表1の区分により、04(申請種別)表中の希望種別に○印を付してください。
- ii) 建築設計及び測量の資格を希望する場合において、支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合は、希望種別欄の○印の中に、必要な資格を当該受任者が有していることを示す△印を付してください。
- iii) 道路除雪の資格にあつては、04(申請種別)表中の区分欄に「道路除雪」と記載のうえ、同じ欄の余白に希望する細区分を明示してください(細区分は、「車歩道除雪」、「排雪」、「雪捨場管理」の3種とし、欄が足りないときは、それぞれ略語として「車歩道」「排雪」「捨場」と記入し、文字を○で囲むことで可)。
- iv) 施設等保全管理の資格にあつては、04(申請種別)表中の区分欄に「施設保全」と記載のうえ、同じ欄の余白に希望する細区分を明示してください(細区分は、「道路・河川維持」、「漏水調査」、「埋設管渠調査・清掃」、「公園・街路樹等管理」「敷地内草刈等維持管理」「敷地等除雪」「上水道施設維持管理」「下水道施設維持管理」の8種とし、欄が足りないときは、それぞれ略語として「道路」「漏水」「管渠」「公園」「草刈」「除雪」「上水」「下水」と記入し、文字を○で囲むことで可)。

③ 「実印」「使用印鑑」欄

「実印」欄には、法人にあつては法務局に、個人にあつては市町村に登録をしている印鑑を押印してください。

「使用印鑑」欄には、法人にあつては役職印、個人にあつては契約書、請求書等に使用する印鑑(シャチハタは除く)を押印してください。受任登録をしている場合は受任者の役職印(支店長等印)となり、支店印や営業所印(いわゆる角印)での登録はできません。役職印(支店長等印)がない場合は、支店長等の個人印での登録となります。

実印の確認をさせていただきますので、申請日前3か月以内に発行された印鑑証明書を添付してください。

※実印と使用印鑑が同じ場合であっても両方の欄に押印すること。

カ 資本関係・人的関係に関する調書【独自様式】

- ① 「資本関係等のある資格者同士の入札参加について(平成20年6月24日制定)」により、申請者との間に一定の資本関係や人的関係を有する会社(本市の建設工事等入札参加資格申請をする者)があるときは、その内容を本調書に記載してください。
- ② 該当する関連会社等がない場合でも、「なし」に○を付して提出してください。

キ 発注者別評価届出書【独自様式】

- ① 本市の格付対象工事(一般土木、舗装、建築、管、電気)への入札参加資格を希望する申請者は、「建設工事競争入札参加資格における等級格付けについて」を参照のうえ、本届出書を提出してください(本届出書が提出されない場合には、これらに関係する評価項目に対する評価をいたしません。)

- ② 評価を希望する項目にチェックのうえ、指定された確認資料等を添付してください（確認資料等が不足又は添付されない場合、評価されないことがあります。）。

ク 営業所に関する調査票【独自様式】

- ① 本市内の支店等を受任者とする『準市内業者』に該当し、その認定を希望する申請者は、本調査票を提出してください（「建設工事等の競争入札における『準市内業者』の認定について」を参照のこと。）。
- ② 本調査票を提出した申請者に対しては、後日、確認のための訪問調査を行う場合があります。

ケ 返信用封筒(受理確認(付票控)送付用、結果通知送付用)

- ① 表面に返送先を記載し、84円切手を貼付すること。
- ② 受理確認(付票控)送付用、結果通知送付用として封筒は2部必ず提出すること。
封筒の大きさ：長形3号又は4号。
- ③ 代理申請の場合でも、申請者本人に返送する。

コ 「令和5・6年度 岩見沢市建設工事等競争入札参加資格申請書類一覧兼チェックシート」

申請書類は上記ア～ケ以外にもありますので、不足書類の無いようチェックシートで確認の上、本紙も提出すること。

(2) 代理申請について

行政書士法（昭和26年法律第4号）の規定に基づく代理申請を行う場合、その手続きは以下のとおりとなります。なお、従来どおりの申請の代行（従業員や行政書士等が代表者に代わって申請書を提出すること。）とすることも可能です。

ア 申請書等への押印について、社名・代表者名の下の余白部分に申請代理人名及び連絡先電話番号を記載のうえ、代理人印を押してください。

イ 申請者本人から申請代理人への委任状（次の条件を満たした正本であること。）の提出が必要となります。

- ① 委任状の日付は、申請日から3か月以内であること。
- ② 委任の内容及び範囲が具体的に記載してあること（ただし、審査結果通知書の受領の権限を委任することはできません。）。
- ③ 行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）が記載されていること。
- ④ 委任者・受任者の氏名及び住所の記載があること。また、委任者印の印影は、申請上の使用印鑑と同一であること。

ウ 申請書付票（様式9、10）の実印及び使用印鑑は、申請者本人のものを押印してください。

(3) 留意事項

ア **今回の入札参加資格審査申請は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から全て郵送受付となりますので受付期間内必着でレターパック等、追跡サービスで郵便物の配達状況を確認できる方法で郵送して下さい(持参した場合、窓口での内容の確認は行いません)。但し、随時申請は郵送又は持参どちらかの方法で提出して下さい。**

イ 申請の受付の際には、資格要件等の内容を確認のうえ、付票（正）を受理し、付票（副）に「受理済」の確認印を押して、お返しいたします。

ウ 書類の不足や内容の不備などにより受理できない場合がありますので、受付期間を考慮のうえ、余裕を持って申請していただくようお願いいたします。

2 受付期間及び受付場所

(1) 定期の申請をする者

ア 受付期間

令和5年1月16日(月)～令和5年2月10日(金)期間内必着

※今回の入札参加資格審査申請は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から全て郵送受付となりますので期間内必着でレターパック等、追跡サービスで郵便物の配達状況を確認できる方法で郵送して下さい(持参した場合、窓口での内容の確認は行いません)。

イ 郵送先

岩見沢市役所 企画財政部契約検査管理課

郵便番号 068-8686

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

(2) 随時の申請をする者

ア 受付期間

令和5年4月3日(月)～令和6年11月29日(金)（土曜日、日曜日及び休日を除く。） 午前9時から午後5時30分まで

※郵送又は持参により提出して下さい。但し、郵送にて提出する場合は期間内必着でレターパック等、追跡サービスで郵便物の配達状況を確認できる方法で郵送して下さい。

イ 受付場所・郵送先

岩見沢市役所 企画財政部契約検査管理課

郵便番号 068-8686

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

3 再審査の申請

競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、再度、資格審査の申請が必要となります。

- ア 競争入札参加資格者の営業が、相続、合併または譲渡により移転された場合
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員（資格を有するものである者に限る。）を変更した場合
- ウ 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合

4 資格決定日

随時の申請に係る資格の決定は、別に定めるところにより日程を区分して行うものとします（再審査の申請に係る資格決定日は、都度定めるものとし、申請の際にお知らせします。）。

5 変更届の提出について

次のいずれかに該当するときは、記載事項の変更を速やかに市長に届け出なければなりません。変更の届出が遅れた場合は、入札に参加できないことがあります。なお、届出の際は、道内市町村統一様式「競争入札参加資格審査申請書変更届（様式12）」を使用してください。

- ア 名称又は商号に変更のあったとき。
- イ 法人の場合、代表者に変更のあったとき。
- ウ 住所又は電話番号に変更のあったとき（本店又は道内の支店若しくは営業所に係るものに限る。）。
- エ 組織に変更のあったとき。
- オ 建設工事に係る資格者において、法令による免許等を有する技術者（北海道内に勤務する者に限る。）に変更のあったとき。
- カ 登録された工事等種別に係る許可、免許又は登録等に変更のあったとき。
- キ その他、市長が必要と認めたとき。

6 問合せ先

岩見沢市企画財政部契約検査管理課契約係
電話番号 0126-35-4859（直通）

(別表 1)

令和 5・6 年度 岩見沢市建設工事等競争入札参加資格の種類（工事等種別）について

【建設工事】（これらの工事等種別に関連する修繕の請負も入札参加の対象となります。）

	工事等種別	左の資格に対応する建設工事の種類	主な工事の内容及び留意事項
01	一般土木工事	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、しゅんせつ工事、水道施設工事、鋼構造物工事	特殊工事以外の土木工事で、橋梁下部工事、簡易橋、PS コンクリート工事、農業土木工事及び道路標識設置工事を含む。
02	舗装工事	舗装工事	アスファルト舗装等のほか簡易舗装も含む。
03	建築工事	建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事、鉄筋工事、解体工事	鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロックによる建築工事及びその他の建築工事をいう。
04	管工事	管工事、水道施設工事、熱絶縁工事、さく井工事、清掃施設工事	水道施設工事及び室内外給排水、冷暖房、ガス、消火、空気調和、衛生設備工事をいう。
05	電気工事	電気工事、電気通信工事、消防施設工事	屋内外電気設備及び幹線工事をいい、弱電工事、電気通信工事及び発電設備、照明設備等を含む。
06	鋼橋上部工事	鋼構造物工事	鋼橋製作者により行われる鋼桁製作、輸送、架設、床板工等の鋼橋製作から完成までの一連の工事を含む。
07	塗装工事	塗装工事	一般塗装のほか、道路の線引き等も含む。
08	造園工事	造園工事	整地、植栽等による公園、緑地等の築造をいう。
09	機械器具設置工事	機械器具設置工事、鋼構造物工事	ゲート、揚排水機、ポンプ、エレベーター、エスカレーター等の機械器具の設置をいい、特殊大型標識等を含む。

【設計、測量等工事関連業務】

	工事等種別	左の資格に必要な登録	主な業務の内容及び留意事項
11	建築設計	一級建築士事務所、二級建築士事務所 ※建築設備設計のみの場合を除く。	建築物の設計をいい、建築設備のみの設計を含む。
12	土木設計		土木施設物の設計をいう（公園緑地を含む）。
13	測量	測量業者	一般測量のほか、航空測量を含む。
14	地質調査		地質又は土質の調査をいい、計測を含む。
15	道路除雪	土木一式工事	(1) 車歩道除雪、(2) 排雪、(3) 雪捨場管理の3種に細区分する。
16	技術資料作成		11 から 14 までに掲げる種別以外の建設工事に関連するコンサルタント業務で、補償コンサルタント、台帳作成、都市計画関係調査、土木・建築関係調査を含む。
17	施設等保全管理 (1) 道路・河川維持 (2) 漏水調査 (3) 埋設管渠調査・清掃 (4) 公園・街路樹等管理 (5) 敷地内草刈等維持管理 (6) 敷地等除雪 (7) 上水道施設維持管理 (8) 下水道施設維持管理	(1) 土木一式工事 (4) 造園工事	(1) 道路等の路面整正、道路・河川の草刈・清掃及び雨水管渠・側溝清掃をいう。 (2) 水道管等の漏水調査をいう。 (3) 下水道管渠内清掃、下水道管路内 TV カメラ調査等をいう。 (5) 敷地内草刈等維持管理について、 (1) (道路・河川維持) に登録された者は、登録済とみなす（重複申請不要）。 (6) 敷地等除雪について、 15 (道路除雪) に登録された者は、登録済とみなす（重複申請不要）。

(別表 1)

(注) 以下に掲げる業務は、建設工事等競争入札参加資格申請の対象ではありませんので、これらの競争入札への参加を希望するときは、別途「物品購入等競争入札参加資格」の申請をしてください（申請の詳細や具体的業務の例示は、物品購入等に係る申請要領を参照）。

建物清掃及び環境衛生管理（施設内清掃、外装清掃、建築物環境衛生管理、浄化槽清掃）、**警備業務**、**建物・設備等保守管理**（電気設備、機械設備、消防設備、燃焼設備）、**運送業務**、**車両点検・整備業務**、**廃棄物処理業務**、**医療・衛生サービス・調査・検査業務**、**その他のサービス**（情報サービス、労働者派遣等）

(別表2)

令和5・6年度 岩見沢市建設工事等競争入札参加資格申請書類一覧兼チェックシート

郵送申請の場合は当市へ書類が到着し収受した日を申請日としますので、申請は日程に余裕を持って行ってください。

1 市町村統一様式に付属のファイルに綴じ込んで提出する書類

※ 書類はすべてA4版とし、番号順に綴じ込むこと。

提出区分		書類名 (綴じ込み順)	原本	特記事項	申請書類 チェック 欄
建設 工事	設計 等				
①	①	建設工事等入札参加資格審査申請書【様式1】	要	(1) 記載方法は、手引を参照のこと。 (2) あて先は、「岩見沢市長 松野 哲」とする。	
②	②	委任状【独自様式】 (記載内容が一致していれば、任意様式も可) ※建設工事と物品の両方の資格申請を行う場合、各々提出すること。	要	(1) 入札・契約等の権限を支店等に委任する場合は提出が必要。 (2) 委任期間：令和5年4月1日(随時申請の場合は、別に定めた登録予定日) から令和7年3月31日まで (3) 【様式9又は10】の申請者・受任者欄の記載内容との一致を確認し、双方押印すること。押印する印鑑は申請者にあつては【様式9又は10】の実印欄、受任者にあつては同様式の使用印鑑欄に押印した印鑑。	
	③	決算報告書	写可	直近1年度分の貸借対照表及び損益計算書(個人の場合もこれに準じて提出すること。)	
④	④	工事(事業)経歴書【様式3】	写可	(1) 記載方法は、手引を参照のこと。 (2) 直近2年度(設計等は1年度)決算分を提出する。	
⑤		工事経歴書集計表【様式3の2】	写可	記載方法は、手引を参照のこと。	
⑥	⑥	技術者名簿【様式4】	写可	(1) 手引に関わらず、資格登録する営業所に勤務する職員を記載すること。 (2) 実施要領第II-1(1)イを参照して記載すること。	
⑦	⑦	身分証明書(個人事業主のみ)【様式5】※申請日前3か月以内に発行	写可	手引を参照のうえ、提出すること。	
⑧	⑧	登記事項証明書(法人のみ)【様式6】※申請日前3か月以内に発行	写可	(1) 手引を参照のうえ、提出すること。 (2) 格付を行う建設工事への登録を希望する市内業者は、履歴事項証明書を提出すること。	
⑨	⑨	印鑑証明書※申請日前3か月以内に発行	写可	拡大・縮小コピーは不可。	
⑩	⑩	許可・登録証明書【様式7】	写	手引を参照のうえ、提出すること。	
⑪		建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書【様式8】	写	手引を参照のうえ、提出すること。	
⑫	⑫	営業所一覧表	写	建設業許可申請書別紙二(1)又は(2)(任意様式でも可)	
⑬	⑬	納税証明書(未納のないことの証明)※申請日前3か月以内に発行	写可	(1) 国税(法人税又は所得税、消費税及び地方消費税) ★法人の場合～その3の3、個人事業主の場合～その3の2 (2) 岩見沢市税に滞納のないことの証明書(完納証明書)	
⑭	⑭	委任状(代理申請用・任意様式)	原本	(1) 行政書士が代理申請する場合に提出する。 (2) 作成の際は実施要領II-1(2)イを参照のこと。	

2 綴じ込まずに提出する書類

提出区分		書類名 (綴じ込み順)	原本	特記事項	申請書類 チェック 欄
建設 工事	設計 等				
⑮		建設工事競争入札参加資格審査申請書付票(正・副)【様式9】	要	記載方法は、手引のほか、実施要領第II-1(1)オを参照のこと。	
	⑯	設計等競争入札参加資格審査申請書付票(正・副)【様式10】	要	記載方法は、手引のほか、実施要領第II-1(1)オを参照のこと。	
⑰		経営事項審査結果通知書・総合評価値通知書【様式2】	写	雇用保険・健康保険・厚生年金保険加入の有無の欄に「無」と記載されている場合、別紙3を必ず参照のこと。	
⑱		専任技術者一覧表、又は専任技術者証明書	写	建設業許可申請様式別紙4、変更がある場合は第8号	
⑲	⑲	誓約書	原本	全ての申請者。押印する印鑑は実印。	
⑳	㉑	資本関係・人的関係に関する調書(法人のみ)【独自様式】	要	記載方法は、実施要領第II-1(1)カを参照のこと。	
㉑		発注者別評価届出書【独自様式】	要	(1) 記載方法は、実施要領第II-1(1)キを参照のこと。 (2) 確認資料等の添付を失念しないこと。	
㉒	㉒	営業所に係る調査票【独自様式】	要	(1) 準市内業者の認定を希望する者のみ提出する。 (2) 記載方法は、実施要領第II-1(1)クを参照のこと。	
㉓	㉓	返信用封筒(受理確認(付票控)送付用、結果通知送付用)封筒の大きさ：長形3号又は4号。 封筒は2部必ず提出すること。	封筒	(1) 表面に返送先を記載し、84円切手を貼付すること。 (2) 受理確認(付票控)送付用、結果通知送付用として封筒は2部必ず提出すること。 (3) 代理申請の場合でも、申請者本人に返送する。	
㉔	㉔	担当者名刺等	要	提出書類に不備等がある際の間合せ先として、担当者の名刺等を提出すること。	
㉕	㉕	チェックシート(本紙)	要	申請書類を確認の上、本紙を提出して下さい。	

注)官公庁発行の証明書類(7、8、9、13)については、すべて申請日前3か月以内に発行されたものであること。